

## 別記様式

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成25年度横浜国道共同溝監視業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 森北 佳昭 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	平成25年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	日本ユーティリティサブウェイ株 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	¥ 280,350,000(税込み)
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、横浜国道事務所が管理する共同溝(約50.3km)のセキュリティの確保を目的に、監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対策が極めて重要な課題であることから、共同溝の構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な設備を用いた監視・保安体制が必要である。</p> <p>さらには、共同溝施設の監視体制、センサー類の種類・配置などは、テロ行為などの防止のため、秘密にすべき事項であり、特殊性が要求される業務である。</p> <p>また、共同溝のセキュリティの確保については、関東地方整備局と共同溝占用者(ライフライン事業者)との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書」並びに「神奈川地区共同溝のセキュリティの確保の運用に関する細目協定書」を締結しており、セキュリティ確保のために実施する常時監視については、警備業法による機械警備により行うことが協定書に規定されるなど、極めて高いセキュリティレベルが要求されているものである。</p> <p>共同溝は、複数のライフラインを集約して収容している施設であり、共同溝としてのセキュリティを確保するためには、共同溝の本体施設のセキュリティを確保するとともに、収容されている共同溝占用者の施設について、共同溝占用者の持つ監視に係わるノウハウを熟知したうえで、その機密を保持しながら統合的に監視を行う必要がある。</p> <p>ちなみに、共同溝占用者が単独で管理している洞道(トンネル)においては、セキュリティを確保するためのセンサー類の種類・配置や監視体制等の独自のノウハウが外部に漏洩するのを防止するために、監視業務を自社あるいは監視会社によって実施している。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、以上のような実情を背景に、共同溝の監視・維持管理を目的として、各共同溝占用者の出資により設立された会社である。</p> <p>同社は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であり、監視施設の設置を含めた監視業務を実施する能力を有しているとともに、共同溝占用者から入手した情報の機密保持を図りつつ共同溝全体のセキュリティを確保して管理できる信頼性を有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」の規定により、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p>
備 考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。